

令和2年第3回玉名市農業委員会総会議事録

令和2年3月5日（木）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	赤松 繁之	4番	竹下 宏介
5番	浦谷 幸司	6番	縄田伊知郎	7番	下川 安	8番	船津 和利
9番	澤村 哲志	10番	田上 一	11番	福田 友明	12番	中島 浩輔
13番	小川 信孝	14番	高田 優子	15番	吉田 孝壽	16番	島村 秀敏
17番	永田 眞一	18番	堀田 昌子	19番	村端 一弘		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

0名

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	植野 司	推3	松本 恒幸	推4	土田 健一
推5	小山 勝男	推6	森川 正志	推7	増本 龍雄	推8	岡村 栄一
推9	橘 一輝	推10	栗田 稔	推11	小山久仁江	推12	西分 幸夫
推13	徳井 勝美□	推14	永田 光秀	推15	楯岡 秀昭	推16	井上 道明
推17	中山 一久	推18	坂本 修	推19	平野 秀正		

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

0名

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	小山 博	次長	西川慶一郎	係長	竹森 明德	参事	松倉 司
主査	前田 稚子	非常勤職員	勅使川原 智美				

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
第12号 農用地利用集積計画の決定について
第13号 非農地証明願いについて

報 告

第5号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第6号 許可不要転用届について
第7号 荒廃農地の非農地通知について

1. 開 会

○事務局長（小山 博君） 皆さんこんにちは。先日の研修会、大変お疲れさまでした。

今日は、本当急遽の場所変更ということになりまして、御迷惑かけましたが、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

ただいまから開始させていただきます。本日は農業委員総数19名皆さん御出席。また、最適化推進委員総数19名皆さん御出席で、総勢38名様御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから令和2年第3回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず、永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、改めましてこんにちは。

もうとにかく御承知のとおり、今日会場も二転、三転といたしまして、急遽連絡させて頂き慌てさせまして申し訳なく思っております。また、コロナウイルスによる感染が身近に迫っておる報道がされておまして、熊本県下でも、もう6名になっております。有明保健所管内でまた一人発生ということで、本当に身近な問題でありますので、お互いに手洗い、うがい、これは自衛防止策として最低やって頂きたいと思っております。そして自ら用心して、毎日対応をして頂きたいと思っております。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、早速議事に入りたいと思っておりますけれども、本日の議案は、議第10号より議第13号議案までの99件と、報告第5号より第7号までの53件が提案されております。慎重なる御審議よろしくをお願いいたします。

また、着席をもって進めさせていただきます。

本日の議事録の署名委員は、6番縄田伊知郎委員と7番下川安委員をお願いいたします。

なお、発言の際には、委員番号と氏名、推進委員からの発言の場合は、推進委員番号と氏名を述べた上で発言をお願いいたします。また、採決の際の挙手につきましては、農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議事に入ります。

初めに、第10号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。
事務局より提案説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。

説明の前に、本日の会議進行につきましては、今日、このような状況でありますので、席も少し離して設置させて頂いております。できるだけスムーズな進行になるように、よろしく御協力をお願いします。なお、消毒等の今日できる最善の対策を精一杯したいと考えておりますが、発言の際には、マイクを職員が持って発言、審議、説明の方の所に上がりますので、マイクは職員に持たせて説明をして頂くよう、よろしくをお願いします。

それでは、議案1ページをお願いします。

議第10号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和2年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、岱明町と山田の申請人で、岱明町野口の畑469㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

2番、滑石の申請人で、滑石の田2,143㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。報告第5号24番と関連しております。

3番、滑石の申請人で、滑石の田1,719㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。報告第5号25番と関連しております。

2ページをお願いいたします。

4番、滑石の申請人で、滑石の田1,214㎡を労力不足と経営拡張のために売買するものです。報告第5号25番と関連しております。

5番、上小田と玉名郡南関町の申請人で、上小田の田2,701㎡外6筆、計8,807㎡を子へ贈与するものです。

6番、岱明町の申請人で、岱明町高道の田1,219㎡を労力不足と経営拡張のため賃貸借契約を設定するものです。

7番、横島町の申請人で、横島町横島の畑487㎡を相手方の要望と規模拡大のため売買するものです。

3ページをお願いします。

8番、天水町の申請人で、天水町立花の田610㎡外3筆、計4,882㎡を子へ贈与するものです。

9番、天水町の申請人で、天水町小天の田761㎡外2筆、計2,793㎡を経

営縮小と経営拡張のために売買するものです。

10番、天水町の申請人で、天水町小天の畑481.68㎡を労力不足と経営拡張のために売買するものです。報告第5号6番と関連しております。

以上10件、合計24,214.68㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。それでは、受付番号1番から順に委員の説明をお願いいたします。また、連続して説明される場合は、引続き説明頂きますよう併せてお願いを申し上げます。

それでは、1番からよろしくお願いいたします。

○3番（赤松繁之君） 3番、赤松です。1番の案件について、譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張で野菜を作られるそうで、下限面積も満たしており、何ら問題なく許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番よろしくお願いいたします。

○推2番（植野 司君） 推進委員2番、植野です。案件2から4まで説明します。

譲渡人は労力不足で、譲受人は経営拡張です。下限面積も満たしていますので、許可相当と判断しました。

案件3、譲渡人は労力不足で、譲受人は経営拡張です。下限面積も満たしていますので、許可相当と判断しました。

案件4、譲渡人は労力不足で、譲受人は経営拡張です。下限面積も満たしていますので、許可相当と判断しました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、5番よろしくお願いいたします。

○8番（船津和利君） 5番の案件について報告します。8番、船津です。

渡し人と請け人は親子で、子への贈与ということで、譲受人から一応電話もいただいております。下限面積も満たしており、許可相当と思います。よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番よろしくお願ひいたします。

○12番（中島浩輔君） 6番の案件について説明いたします。農業委員12番中島です。

賃貸で貸人と借人はお互い近所の方で、貸人は労力不足、借人は経営拡張ということで、下限面積も満たされております。問題ないものと思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、7番お願ひいたします。

○14番（高田優子君） 農業委員14番、高田です。7番の案件について説明いたします。

譲渡人は相手方の要望、譲受人は規模拡大。下限面積も満たしており、許可相当と判断いたしております。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番よろしくどうぞ。

○推18番（坂本 修君） 18番坂本修、推進委員です。

譲渡人と譲受人は親子関係で、何ら問題はないと思います。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、9番よろしくどうぞ。

○18番（堀田昌子君） 18番農業委員、堀田です。9番の案件について説明します。

譲渡人は体調不良のため、経営を縮小されます。譲受人は、家族の外に人手も多く、経営を拡張されます。問題はなく、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、10番よろしくどうぞ。

○19番（村端一弘君） 農業委員19番、村端です。10番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、何ら問題はないと思います。審議の程よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、ただいま委員の説明が終わりました。1番から10番まで、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第10号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。異議がないものと認め、議第10号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第11号農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。議第11号は、受付番号2番、3番及び4番につきまして、始末書が提出されておりますので、委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。4ページをお願いします。

議第11号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和2年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が岩崎の畑53㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が立願寺の田156㎡で、転用目的は資材置場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が六田の田140㎡外1筆、計280㎡で、転用目的は建売住宅2戸です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

5ページをお願いします。

4番、申請物件が伊倉北方の畑652㎡外2筆、計897㎡で、転用目的は鶏ふんの堆肥施設です。農地区分は、申請地3筆のうち2筆は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い第2種農地と判断しており、外に適当な場所がないものと判断しております。1筆は農用地域内にある農地であり、原則許可はできませんが、農振法第8条第4項の規定する農用地利用計画において、指定された用途に供するため許可は可能と判断しております。

5番、申請物件が伊倉北方の畑41㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、外に適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が伊倉北方の畑500㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、外に適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が寺田の畑881㎡外2筆、計1,513㎡で、転用目的は太陽

光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、外に適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が川部田の畑1,141㎡で、転用目的は建売住宅4戸です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。

6ページをお願いします。

9番、申請物件が石貫の田167㎡で、転用目的は資材置場拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、外に適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が岱明町野口の畑243㎡外1筆、計377㎡で、転用目的は個人住宅及び進入路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

11番、申請物件が岱明町浜田の畑557㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2か所以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

12番、申請物件が横島町横島の畑141㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、外に適当な場所がないものと判断しております。

以上12件、合計5,823㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断して御提案しております。去る3月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

それでは、まず受付番号1番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

1番どうぞ。

○推1番（水本信之君） 1番の案件について御説明いたします。推進委員1番、水本です。

場所は玉名女子校東側600mぐらいです。事業計画は個人住宅。転用面積は53㎡で、現在ある宅地と併せて270.37㎡です。木造2階建て延床面積119.24㎡です。木造2階建てです。排水計画は公共上下水道を利用、生活排水汚水は公共下水道を利用します。隣接する畑にはブロックで3段積んで、低い所で53㎡

を盛土してブロックを積んで土砂の流出を防いで畑として利用するそうです。現地調査の結果、何ら問題なく、本件については許可相当と判断いたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま1番につきまして説明がございました。

それでは、ここで事務局より受付番号2番につきまして始末書を読み上げます。

どうぞ、事務局よろしく願いいたします。

○参事（松倉 司君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より受付番号2番につきまして、始末書の読み上げが終わりました。

それでは受付番号2番につきまして、委員の説明をお願いいたします。2番、どうぞ。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。

場所は玉名町小学校北西400mぐらい。利用計画は資材置場。転用面積は156㎡。水道工事資材置場60㎡、ユンボ置き場15㎡、物置10㎡、駐車場27㎡、通路44㎡、給排水計画はありません。雨水は自然浸透。西側の境界には、現在あるブロックに2段高めて土砂の流出を防ぎ50cm程盛土する。現地調査の結果、何ら問題なく本件については許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、ここで事務局より受付番号3番につきまして、始末書を読み上げます。事務局よろしく願いいたします。

○参事（松倉 司君） — 3番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

受付番号3番につきまして、始末書の読み上げが終わりました。

それでは、受付番号3番につきまして、委員の説明をお願いいたします。3番どうぞ。

○3番（赤松繁之君） 3番、赤松です。3番の案件について御説明いたします。

申請人は建設業で、今回、建売住宅2戸分の申請です。場所は胃腸科医院の東側100mぐらいの所で、北側は道路、南側は耕作放棄地、東側は宅地、西側は譲渡人の土地です。南側をブロック5段積んで盛土をして、周りをブロックで囲んで境にするそうです。土砂の流出も防ぐそうです。建物は木造2階建て、47.20㎡を2戸建てるそうで、給排水は北側道路中の上下水道を利用。雨水は北側道路の側溝へ放流だそうです。都市計画区域内でもあり、周りに農地はなく、現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、ここで事務局より受付番号4番につきまして、始末書を読み上げます。
事務局よろしく願いいたします。

○参事（松倉 司君） — 4番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より受付番号4番につきまして、始末書の読み上げが終わりました。

それでは、受付番号4番から受付番号12番まで、順に委員の説明をお願いいたします。また、連続して説明される場合は引き続き説明いただきますようお願いいたします。それでは、4番どうぞ。

○5番（浦谷幸司君） 農業委員5番、浦谷です。

4番の案件について説明いたします。場所は桃田運動公園より南、直線距離にして200m南側でございます。ここは21年前から養鶏を始めてその養鶏所の鶏ふんを、申請地を借りて一応、そこに堆肥という形で盛っていたところ、行政の方からコンクリートブロック塀を設けてちゃんと処理をしとくようにとの指導があり許可なくして一応、堆肥舎を造っておられました。ところが今回、この場所を譲ってくれることになったので、買い取るということで、申請をしたところ違法的に土地を使用しとるということで、今回始末書を提出した上での許可申請でございます。この場所の一部はまだ農業振興地域であります。農業施設ということで許可が認められるということでございます。雨水についてはちゃんと側溝を設けて排水するような形になっております。また、ここには水道もありませんので、雑排水もありません。それで雨水だけの処理を今ちょっとやっていますが、外の畑にも迷惑をかけていないということでございます。農業施設であるため、勝手な解釈で建ててしまったことのお詫びもあり周りの農地に被害がないので許可相当と思われま。よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、5番お願いします。

○推5番（小山勝男君） 推進委員5番、小山です。

5番の案件は個人住宅の申請です。場所は伊倉北方、伊倉の病院前の信号を500mぐらい入った所になります。建物は木造平屋建て、延床面積140㎡、駐車場2台分。給水の方は申請地の東側道路に上水道が通っておりますので、その施設を利用いたします。生活雑排水、雨水については合併浄化槽を使い、東側道路に設置されている道路側溝に放出します。雨水については、自然浸透のほか、集水弁をつけ、東側の道路側溝に放流をします。申請地は北側が住宅、東側を道路、西側を住

宅に囲まれております。申請地には東側道路より進入する予定です。申請地の南東側に窪みがありますので、ここに土砂を入れて整地します。隣地の土砂が流出しないよう境界壁を設けて工事をします。工事の際に隣地に被害が出ないよう、万一不具合が生じた場合は申請人の責任において対処いたします。事業面積も畑41㎡、宅地260㎡で下限面積も満たしておりますので、許可相当と思います。よろしくお願いたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番お願いたします。

○5番（浦谷幸司君） 農業委員5番、浦谷です。6番の案件について説明いたします。

申請地は玉南中学校の東側100mぐらいの所で、市道伊倉駅線という道路のそばです。ここは元々畑でございますが、持ち主が父親で、その父親の土地を借りて個人住宅を建てる予定でございます。ここは市道から大体1m20cmぐらい高い所にありまして、南側がその果樹園等の私道が1.9mぐらいの道路が通っております。そして東側は残りの畑でございます。北側は住宅地で裏の方に家が建っておりますが、その境はブロック塀で全部囲うそうでございます。そして合併浄化槽を設けて西側の道路に排出するということですが、その道路のすぐ脇の部分には側溝がなく、反対側の道路に側溝がありますので、その道路を割った状態で排水管を埋設するというふうなことでございます。上水道は市水がこの市道に埋設してありますので、それを利用するということでございます。それから1.9mの私道がありますが、ここから大体3m引いたところから500㎡の宅地を設けて建てるそうでございます。現地検討会をしました上で、何ら問題がないようでございますので、許可相当と思います。よろしくお願いたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、7番よろしくどうぞ。

○6番（縄田伊知郎君） 6番、農業委員、縄田です。7番の件について説明いたします。

転用目的は太陽光発電です。申請場所は208バイパス入り口、寺田交差点から北に500m程行った所です。畑3枚分合計1,513㎡で、太陽光パネルを252枚設置するそうです。周囲をフェンスで囲うそうですが、奥に1枚畑があり、その畑に入れるほどのスペースを空けてフェンスを作るそうです。給水・排水は生じず、雨水は自然浸透です。高さ1.8mの架台を使用し、日照を妨げないようにし、くい打ち式として通風を妨げないような計画になっております。現地調査の結果、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番どうぞ。

○8番（船津和利君） 8番の案件について説明いたします。

この施設につきまして、場所的にいいますと、玉名橋の東の信号から北東へ100mぐらい行った所の小田校区と迫間の境の所です。転用目的は建売住宅4戸の申請になっております。この土地の東側は公道がありまして、その右側のほうにまた排水路があります。給排水につきましては、市の上水を引くということで、道路に埋土した上水道に接続します。それから生活雑排水、汚水については、浄化槽を設置して、先程言いました東側の水路に流すということになっております。それから被害防除計画につきましては、そば辺りはまだ農地としてありますが、工事中の被害防除対策として梁、囲い等を設け、造成工事完了後については、境界付近にコンクリートブロックを設け、土砂流出、粉じんの飛散、流水等の被害防除に努め、もしそれらが発生した場合については、相手方と協議し、速やかに対処するということになっております。先程言いましたように、当地の周りに農地がありますので、それについても今申したとおり被害のないようにしていくということになっております。以上、よろしく審議お願いしたいと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、9番、どうぞ。

○9番（澤村哲志君） 農業委員9番の澤村です。9番の案件について説明いたします。

申請地の所在地は、玉名市石貫のコンビニエンスストアから東に約200m、広域農道に面した所です。譲受人は現在、建設業を経営されており資材置場が不足のため、申請地を取得して資材置場を拡張する計画だそうです。資材としては、建設利用の碎石等だそうです。転用面積は167㎡、現在隣接している東側の資材置場を1mぐらい切土し、申請地を1m程度盛土して平面にし、北と西、南側は土破を築き崩落を防止することです。資材置場ですので、給排水は不要、雨水は地下浸透。また、隣接する農地、住宅はないので被害の発生はないと思います。以上のことから許可相当と思います。御審議よろしく申し上げます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、10番よろしくどうぞ。

○10番（田上 一君） 10番農業委員の田上です。10番の件を説明します。

場所は岱明町野口の北尾崎という所です。昔の九州農政局の東側です。譲受人は現在、玉名市松木のアパートに住んでおられるようですが、学校やスーパーなどが近くにあり、駅も近いので個人住宅と進入路の計画です。事業面積は115.50㎡。駐車場127.5㎡、進入路は134㎡。転用面積は377㎡とのことでした。また、農道から申請地までの進入路は個人の所有で、公共道路になっておりません

で、譲受人はその道路の共有持分を現在取得予定だそうです。もちろん公衆用道路には上下水道はきておりますので、水道は市の水道に接続。生活雑排水と汚水は市の下水道に接続する予定だそうです。雨水は自然浸透させて、進入路は東側に。被害防除計画としては、北側と西側の境界ブロックを造り、土砂の流出を防止し隣接農地や民家等に迷惑をかけないようにしていきたいとのこと。また、被害が発生した時は申請人の責任として必ずまた改善していきますのでよろしくお願いしますということですから、許可相当と思いました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、11番お願いいたします。

○推12番（西分幸夫君） 推進員12番、西分です。11番の案件について御説明いたします。

まず、譲渡人と譲受人は親子関係です。譲受人は現在、親と同居しております、この度申請をして自己占有の住宅を建設するものであります。場所は、岱明中学校の南西方向に距離500m以内の所です。この案件において若干の疑義は、面積が557㎡ということで、基準としては、一般住宅については500㎡と、農家住宅だと1,000㎡とありますけれども、不整地と整地で利用は制約される場合とか、残った農地が有効に活用できない場合等においては許可することはできるというようなこともありまして、現地を確認しますと現地の西側に約70㎡の法面にしなければいけない、農地としては利用できないような面積がありまして、有効面積としては487㎡ということになります。現地調査の結果、問題ないと判断いたしました。また、上下水道が近くにきておりまして、給排水等は市の上下水道に接続されるということで、農地等につきましては、特に盛土をすることもなく、境界上には3段のブロックで区切りをするというようなことで、これも現地調査の結果、転用による周辺農地への被害発生等はないと考えますので、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、12番どうぞよろしくお願いいたします。

○推14番（永田光秀君） 推進委員14番、永田です。12番の案件について説明いたします。

申請地は南側が道路で、太陽光発電施設用地として十分能力が発揮できる申請地で、事業用地として設定いたしました。計画概要としましては、事業地西側に隣接する宅地と併せて合計面積352.99㎡において行うそうです。申請地は平地で、造成工事は不要であり、整地程度を行うということです。給排水計画は、太陽光施設でありますので給水施設等は不要、雨水は従来どおり地下浸透させる。被害防除

計画としましては、汚水の排水はなく雨水は地下浸透で排水する。パネルの高さは1.5m程度傾斜をつけて支柱で支える構造なので、日照、通風、耕作等への影響はない。転用に当たっては、近隣の農地の被害発生の内容、十分注意するそうです。現地調査の結果、何の問題もなく許可相当だと思われまます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、委員の説明が終わりました。御意見・御質問はございませんでしょうか。

○推18番（坂本 修君） いいですか。

○議長（永田知博君） はい、坂本委員。

○推18番（坂本 修君） 推進委員18番、坂本です。

8番の案件ですね。これ第1種農地なんですね、ここは。そして農業区域外というのはどういうことですか。これについて、ちょっと説明をお願いします。今の説明です。

○参事（松倉 司君） 事務局の松倉です。

今、お尋ねがあった内容というのは、申請番号8番は、第1種農地だけれども、農用区域外ということで、その関係ということですね。

まず、第1種農地というのはどんなやつなのかということから説明させていただきますけれども、第1種農地というのは、農業振興地域に入っていない農地であり、農地の広がり概ね10ha以上ある農地が第1種農地と判断するものでございます。農用区域内の農地、農振に入っている農地というのがどんなものかといいますと、その広がりとは全く関係なく、玉名市の農業振興地域整備計画の中で、筆ごとにここは入っている、入っていないと指定しているものでございます。ですので、第1種農地、第2種農地、第3種農地。1番軽い第3種農地につきましても、と判断できる農地であったとしても、農業振興地域内の農地に入っている指定されているものもございませぬので、ここは一概に第1種農地だから農振に入っているというものではございませぬ。以上です。

○推18番（坂本 修君） はい、ありがとうございました。

○議長（永田知博君） はい、ほかにはありませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） ほかに、御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第11号農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第11号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第12号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。7ページをお願いいたします。

議第12号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和2年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

8ページから9ページまでの総括表、10ページから15ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は所有権移転が13件41,796㎡、利用権設定が63件、148,146㎡、合計76件、189,942㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。農用地利用促進計画の決定について、何か皆さんより御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第12号農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第12号については、原案どおり決定いたしました。

次に、議第13号非農地証明願いについて議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。16ページをお願いいたします。

議第13号非農地証明願いについて。下記の土地は、農地法施行日前日に当たる昭和27年10月20日以前から引き続き、農地法第2条に規定する農地でないことを証明するものとする。令和2年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、物件が岱明町扇崎の畑344㎡で、昭和25年ごろより住宅が建っているという申出があっており、去る令和2年2月4日に地元委員同道の上、現地調査を

行っております。提出資料であります固定資産課税台帳登録事項証明書によりますと、当該地には昭和25年新築の木造瓦ぶき平屋建て、床面積59.5㎡の一般住宅が建っていることが記載されていることと、また、当時のことを知る地元扇崎出身の方に聞き取りを行い確認しましたことから、現況住宅であり、現況宅地であり、農地法第2条第1項の農地に当たらないと判断する旨御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

非農地証明願いについて御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第13号非農地証明願いについて、原案のとおり非農地相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第13号については、原案どおり非農地判断相当と意見決定することに決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（永田知博君） 次に報告第5号、第6号及び7号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。17ページをお願いします。

報告第5号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和2年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回17ページから24ページまでの34件、144,443.68㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、25ページをお願いします。

報告第6号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和2年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

採蜜所及び加工所とする届出を受理しております。

続きまして、26ページをお願いします。

報告第7号荒廃農地の非農地通知について。下記の土地は、現況山林及び原野により、農地法第2条に規定する農地ではないことを通知したので報告します。令和

2年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、26ページの18筆、29,034㎡を農地に該当しないと判断し、所有者へ文書照会を行い、非農地化に同意する旨の回答をいただきましたので、非農地通知を所有者、国、県、市の関係機関に送付いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より報告がございました。5号、6号、7号について、何か皆さん御意見、御質問はないでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

6. その他

○議長（永田知博君） その他に移ります。その他、何かございませんでしょうか。

○次長（西川慶一郎君） 事務局次長の西川です。その他といたしまして、委員の皆様にお知らせをいたします。本日の資料、委員の皆様より3月分の活動記録の提出が3月16日までお願いしますという資料を御覧ください。

皆様方には、総会の開会や事務局が把握できる活動以外に各地区で様々な分団活動や訪問調整等の活動を行っていただいております。そしてその活動記録については、翌月の総会、今日提出をしていただいております。しかしながら、本年度の県の実績報告が4月2日頃になっておりますので、3月下旬には委員の皆様のご活動日数を固める必要がございます。このようなことから3月分の活動記録簿につきましては、ここに書いてありますとおり、3月16日、ちょっと早ようございますけども、16日月曜日まで玉名市農業委員会事務局のほうに御提出をお願いしたいと思います。また、記入方法につきましては、3月1日から3月15日までの実績、そして16日から3月31日までは、一応、見込みを記入していただきますようお願いいたします。

備考といたしまして、4月分から2月分におきまして、またちょっと提出されていない分がございましたら、併せて提出していただきますよう、お願いいたします。

今日も何件か、1年分ちょっと提出していただいた方もいらっしゃいます。よろしくようお願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

令和2年3月16日までに、今月の活動記録を提出していただきますよう、お願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ほかにはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） ほかにないようでございます。慎重なる御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（永田知博君） これをもちまして、令和2年第3回農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後3時05分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和2年3月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 縄田 伊知郎

農 業 委 員 下川 安